**【テーマ２】　障がい者の自立と社会参加を支援します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | 「第４次大阪府障がい者計画」の基本理念である「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」の実現  　　　最重点施策：１「地域移行の推進」、２「就労支援の強化」、３「施策の谷間にあった分野への支援」  （中長期の目標・指標）＊「第４次大阪府障がい者計画［＊9］」及び「第４期大阪府障がい福祉計画［＊10］」に掲げた数値目標（平成29年度）  　　　・入所施設からの地域移行［＊11］者：平成26年3月末時点の入所者数の14.9％以上  　　　・福祉施設からの一般就労［＊12］者：1,500人以上 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **障がい福祉の総合的な推進、障がいを理由とする差別解消に向けた取組み** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■「第４次大阪府障がい者計画（障がい福祉計画含む）」に基づく、障がい福祉の総合的な推進**  **■「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」「第5期大阪府障がい福祉計画」「第1期大阪府障がい児福祉計画**［＊13］**」の策定**  **■障がい者差別解消条例**［＊14］**に基づく相談・紛争解決の体制整備と推進、大阪府障がい者差別解消ガイドライン**[＊15]**の改訂、障がい理解のための企業等向け出前講座事業の推進**  （スケジュール）  29年5月：大阪府障がい者施策推進協議会へ意見具申案を報告の上、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）策定作業の開始  6月：第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画に係る市町村説明会  29年6月～30年２月：  障がい者差別解消協議会を開催  （計3回予定）。  29年7月～：月１回合議体を実施  （計5回予定）。  8月：第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画に係る市町村ヒアリング  ９月：上記3計画に係る大阪府障がい者施策推進協議会への中間報告と、現計画の進捗状況（平成28年度実績）の報告  30年3月：大阪府障がい者施策推進協議会へ「第４次大阪府障がい者計画（障がい福祉計画・障がい児福祉計画含む）」を報告 | ◇活動指標（アウトプット）  ・計画に掲げる目標達成に向けた取組みの着実な推進  ・「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」「第5期大阪府障がい福祉計画」「第1期大阪府障がい児福祉計画」（以下、「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」等）の策定  ・障がい者差別解消協議会及び合議体の円滑な運営とともに分析と検証等の成果を踏まえてガイドラインを改訂  ・さらに、事例の蓄積と課題や対応等の整理を行い、広域支援相談員の対応力強化  ・障がい理解を深めるための企業等向け出前講座事業の充実等図ることで事業者の自主的な取組みを支援  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・相談・紛争の対応や解決を着実に推進  ・相談事案の分析と検証 | ○第43回大阪府障がい者施策推進協議会において、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）等の策定状況及び第4次大阪府障がい者計画に係る具体的な取組みの実施状況（平成28年度実績）について報告（平成30年1月）  ○第4次大阪府障がい者計画（後期計画）等策定に係るパブリックコメントを実施（1月、2月）  ○第44回大阪府障がい者施策推進協議会において、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）等を報告（3月）。  ○第4次大阪府障がい者計画（後期計画）等を策定（3月）。  ○障がい者差別解消協議会（３回）及び合議体（８回）開催。  ・平成30年3月　ガイドライン第2版を発行。  ・質的調査手法による事例分析を実施し、検証報告書をとりまとめ。  ○広域支援相談員による相談対応と市町村への後方支援  ・合議体では受け付けた相談事例について助言と検証を行うことで、広域支援相談員の対応力を向上させた。  ・広域支援相談員の相談受理件数（新規案件）163件、のべ988回の対応を実施。  ・市町村に対しては、出張情報交換会や、ワーキング、勉強会等を実施。2市の支援地域協議会へ出講。  ○平成29年度出前講座事業の充実  ・平成30年３月　汎用性の高いDVD及び研修テキストを作成。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **手話言語条例・障がい者の意思疎通支援** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■手話言語条例に基づく施策展開（言語としての手話の認識の普及・習得の機会の確保）**  **■意思疎通支援の着実な実施等**  （スケジュール）  29年6月：手話言語条例評価部会の設置  各施策の展開スタート　など | ◇活動指標（アウトプット）  ・手話言語条例に基づく施策の展開  ・意思疎通支援の着実な実施  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・「言語としての手話の認識」のある府民の割合の向上  （Ｈ28：39.8％） | ○「言語としての手話の認識」のある府民の割合  ・ H28年：39.8％　⇒　H29年：56.4％  ○言語としての手話の認識の普及  ・ 府の広報媒体などを通じた普及啓発（府政だより6月号1面、HP、SNS、メルマガなど）  ⇒メディア掲載（TV５回、新聞14回、専門紙4回）  ・ 講演などを通じた普及啓発（１回）  ○習得の機会の提供  ・ 乳幼児と保護者を対象にしたつどいの場「こめっこ」の開催（19回）  ・ 社会人向け手話講座の開催（のべ58回）  ・ 手話に関して取り組む企業の登録・顕彰（2団体）  ○条例に基づく取組の評価・助言の場として、有識者・当事者団体等で構成する「手話言語条例評価部会」を計２回開催した（6月、10月）。  ○条例に基づく取組を推進するため事業連携協定を締結（2団体）⇒「こめっこ」の開催、手話動画の制作など  ○特に専門性の高い意思疎通支援者（手話・盲ろう者通訳介助など）の養成等を実施（4月～３月）。  【養成研修修了者】  ・ 手話通訳者：361人  ・ 盲ろう者通訳介助者：38人　など |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **障がい者の地域移⾏・地域⽣活の⽀援** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■施設⼊所者の地域移⾏を推進するため、市町村自立支援協議会の取組み等を⽀援**  （スケジュール）  29年5月：地域移行状況等調査 (H28年度分) の実施  29年11月：地域移行状況等調査 (H29上半期分)の実施  **■精神障がい者の退院を促進するため、保健・医療・福祉の関係機関による地域移⾏ネットワークの構築を支援**  **■地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を支援** | ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・⼊所施設からの地域移⾏：H29年度末までにH26.3末時点の入所者数の14.9%以上  ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・在院期間1年以上の寛解・院内寛解患者数 730人(H28.6末)→ 0人(H32.3末)  　・入院中の精神障がい者の地域移⾏ 入院後1年時点の退院率：91%以上  H29.6末時点の在院1年以上の⻑期在院者数：H24.6末時点から18%以上削減  ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・地域生活支援拠点等の整備計画を策定し、その計画に沿った取組みに着手した市町村数：全市町村 | ○障がい者の地域移行の推進・地域生活の支援に向け、制度運営上の課題等に関する国への提言を行った。（９月）  ○入所施設からの地域移行  ・地域生活移行者数（H29.9末現在）：547人（平成26.3末時点の入所者数の10.9％）  ○府域における長期入院精神障がい者の退院促進に向けた支援連携体制の構築を図るため、以下の取組みを実施  ・地域移行の可能性のある入院患者を把握するための取組みを企画、実施する地域精神医療体制整備広域コーディネーターを配置（通年）  ・退院促進ピアサポート強化事業（通年）  ○入院中の精神障がい者の地域移行  ・入院後1年時点の退院率（H28.6末現在の速報値）：91.0％  ・在院1年以上の⻑期在院者数（H29.6末現在の速報値）：9,465人（H24.6末時点から13.2％削減）  ○地域生活支援拠点等の整備  ・整備済：6市　　※H30.4整備予定：１市  ・整備済を含め、４２市町村で検討に着手 |
| **障がい者の就労支援** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■福祉施設からの一般就労を促進するため、障害者就業・生活支援センター**［＊16］**を核とした地域ネットワークの構築・強化や、福祉施設への研修機会の提供等により、就労支援の取組みを強化**  **■精神障がい者等就労定着支援の推進**  **■ハートフルオフィス推進事業**［＊17］**により、障がい者の⾮常勤雇⽤を促進し、⼀般就労への移⾏を⽀援**  **■障がい者アートについて、府内福祉関連事業所等への「中間支援機能」を軸とした検討を進める。**  （スケジュール）  29年６、11月：福祉施設からの一般就労を促進するため、資質向上のための研修を実施  ６、２月：福祉施設からの一般就労を促進するため、支援員の支援力向上のための研修を実施  ８月：障がい者によるアート作品の公募展作品募集  8、12月：「サポートカード（精神障がい者向け）」の普及を目的とした研修を実施  9月：ハートフルオフィス推進事業における障がいのある非常勤職員の新規雇用  11～12月：公募展を開催  30年3月：障がい者によるアート作品の公募展を開催  3月：障がい者アートの海外展示、販売 | ◇活動指標（アウトプット）  ・様々な機関と連携し、福祉施設向けの研修を実施  ・精神科デイケアのスタッフと利用者を対象とした出前講座や、福祉施設の就労支援員の資質向上にむけた研修を府内ハローワーク圏域で展開  ・「サポートカード（精神障がい者向け）」及び利用マニュアルの改訂とその普及活動  ・「サポートカード（発達障がい者向け）」及び利用マニュアルの作成  ・企業等への就職に向け、コミュニケーション力を高めるための訓練（SSTプログラム[\*18]）等の実施  ・海外アートフェアへの出展等を含めたアート作品の販売支援等  ・府内福祉関連事業所等への「中間支援機能」を軸とした施策の企画立案。  ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・福祉施設からの一般就労者数：1,500人  ・府内18カ所の障害者就業・生活支援センターと精神科医療機関との連携体制を構築・強化  ・ハートフルオフィス推進事業による一般就労者数：8人  （定性的な目標）  ・精神障がい者の職場定着支援のツールとして、企業と就労支援機関、医療機関が、障がい特性に配慮した支援に必要な情報（サポートカード等）を共有  ・障がい者アートに係る創作活動が収入などのより幅広い社会参加等の可能性につながる仕組みを構築 | ○平成２９年度の福祉施設からの一般就労者数：集計中  〇就労実績の高い就労移行支援事業所等のスタッフを講師に迎え、就労系福祉サービス事業所の就労支援力を向上するための研修を実施した。(6回、6月～3月)  ○大阪労働局との共催で「医療ニーズのある精神障がい者の就労支援連携事業」を、府内13か所のハローワークと障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、精神科医療機関等が連携し、実施した（9～3月）。  ○精神障がい者の就労サポートカードの普及を目的に、指定事業者への集団指導（11圏域、5月～11月）の際にサポートカードの紹介を行うとともに、就労系福祉サービス事業所への研修（２回、11月,2月）、ハローワークが主催する企業へのセミナー（3回、12月～3月）の機会を活用し、その普及を図った。また、２月にサポートカードの一部改訂を行った。  ○発達障がい者向けサポートカードを作成するためのワーキングを開催（２回、10月・11月）。ワーキングでの意見をもとにカード案を作成。作成したカード案について、発達障がい者支援センター等へヒアリングを実施（1月）。発達障がい児者支援体制整備検討部会で作成経過の報告を行った（3月）。  ○ハートフルオフィス推進事業による一般就労者数：  10人。（雇用期間満了者9名+早期就職者1名）  ○障がい者アートに係る創作活動がより幅広い社会参加等につながる仕組みとして、府内福祉関連事業所等への「中間支援機能」を平成30年度より実施。 |
| **障がい者施策の谷間にあった分野への支援など** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援の実施**  **■高次脳機能障がい**［＊19］**者を身近な地域で支えるネットワークの構築**  **■医療的ケア**［＊20］**が必要な重症心身障がい児者**［＊21］**の地域⽣活を⽀えるため、福祉・医療等関係機関の連携基盤を整備**  **■重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により在宅生活の一層の推進を図るため給付金を給付**  **■視覚、聴覚障がい者や盲ろう者**［＊22］**の社会参加促進や、情報・コミュニケーション支援のための拠点整備を推進**  **■東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者文化芸術（アート含む）・スポーツ振興策の検討・展開**  **■強度⾏動障がい**［＊23］**児者に対する⽀援⼒の強化**  （スケジュール）  29年4月：福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）［＊25］の設計に着手  5月：府スポーツ推進審議会第2次大阪府スポーツ推進計画策定部会において第2次計画の策定に着手  6～12月：強度行動障がいリーダー養成研修  7月：高次脳相談支援体制連携調整部会の開催  9～12月：強度行動障がい支援者養成研修  10月：都市魅力の推進にかかる新たな戦略案を取りまとめ  12月：第２次大阪府スポーツ推進計画を策定  30年2月：高次脳相談支援体制連携調整部会の開催 | ◇活動指標（アウトプット）  ・新たな発達障がい児者支援プランの策定  ・高次脳機能障がい地域支援ネットワーク機関間で活用できるツール及び支援のあり方の検討  ・医療的ケア児を含む重症心身障がい児者支援について協議の場の設置〈福祉・医療等の連携基盤〉  ・在宅重症心身障がい児者支援者育成研修を実施  〈福祉・医療等の連携基盤〉  ・医療機関での短期⼊所［＊24］の整備：府内全圏域（8圏域）〈福祉・医療等の連携基盤〉  ・情報・コミュニケーション支援拠点の基本設計等を作成。引き続き、関係団体のほか、近隣住民等との調整を実施  ・強度行動障がい支援者養成研修及びリーダー養成研修を実施  ・障がい者の文化・芸術活動（アート含む）について、ビッグ・アイとの連携強化等を図るほか、障がい者文化芸術大使や障がい者スポーツ応援団長の活用など民間や関係部局との連携強化を図る。  ◇成果指標（アウトカム）  （数値目標）  ・強度⾏動障がい⽀援者養成研修（基礎研修、実践研修）及び強度⾏動障がい支援リーダー養成研修の実施：養成者数1,520人  （定性的な目標）  ・府域における発達障がい児者支援体制の充実に向けた取組みを決定  ・高次脳機能障がい地域支援ネットワーク機関間で活用できるツールの作成及び試行実施  ・福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）の整備に係る基本設計等  ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた機運醸成とこれを契機とした障がい者文化芸術（アート含む）・スポーツ振興策の検討・展開 | ○新たな発達障がい児者支援プランを策定し、府域における平成30年度から3年間の発達障がい児者支援体制の充実に向けた目標を設定し、その実現のための取組みを決定した。  ○高次脳機能障がい地域支援ネットワーク機関間で活用できるツール「使こたらええで帳」の試行実施及び市町村において高次脳機能障がい者支援に活用するツール「地域で高次脳機能障がいの方々を支えるヒント集～支援会議や市町村自立支援協議会等を活用して～」を作成した。  ○医療依存度の高い重症心身障がい児者等が適切な支援を受けられるように、関係機関等が連携を図るための協議の場として、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議を設置した。（参画部局：福祉部こども室、障がい室、健康医療部、教育庁）  ○政令市を含む大阪府内に所在する訪問看護ステーション、病院又は教育機関等に勤務する看護師等を対象に在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修を実施した。募集人数160名に対し、参加者154名、全ての研修プログラムを受講した修了者数146名。  ○府内６圏域８病院（うち政令市3病院）で医療型短期入所を実施した。  受入実績  延べ2,373日（うち政令市1,106日）  延べ442人（うち政令市195人）  ○重度障がい者と介護する者へのさらなる応援により在宅生活の一層の推進を図るため政令市を含む対象者に給付金を給付した。  ○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）及び強度行動障がい支援リーダー養成研修を実施。養成者数1,696人。  ○情報・コミュニケーション支援拠点について、関連部局等とともに６月に住民説明会を開催し、基本計画について説明。関係団体にも調整し、基本設計を作成。  そのほか、大阪市交通局及び西日本旅客鉄道株式会社に対し、安全面やバリアフリー面等に関して格別の配慮を求める要望を手交し、協力を依頼。  ○障がい者スポーツ  ・ 第2次大阪府スポーツ推進計画等を取りまとめ、大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）を拠点とする等により、障がい者スポーツ振興策の推進を図ることとした。  ○障がい者アートに係る創作活動がより幅広い社会参加等につながる仕組みとして、府内福祉関連事業所等への「中間支援機能」を平成30年度より実施。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **【部局長コメント（総評）】**  自己評価 | |
| **＜取組状況の点検＞** | **＜今後の取組みの方向性＞** |
| ■「障がい福祉の総合的な推進、障がいを理由とする差別解消に向けた取組み」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・「第4次大阪府障がい者計画」に掲げる目標達成に向けた取組みを着実に推進するとともに、「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」「第5期大阪府障がい福祉計画」「第1期大府府障がい児福祉計画」を策定しました。  ・府民が適切に行動するための指針である障がい者差別解消ガイドラインをわかりやすく改訂をしました。また、広域支援相談員の受け付けた相談事例等について、解消協及び合議体にて、相談事例を検証するとともに、質的調査手法を用いた事例分析を行い、報告書としてとりまとめました。事業者に向けては、出前講座事業により、自主的な研修等に資するプログラムを作成しました。  ■「手話言語条例・障がい者の意思疎通支援」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・乳幼児と保護者を対象にしたつどいの場「こめっこ」を開催する等、当初の予定どおり実施しました。  ■「障がい者の地域移⾏・地域⽣活の⽀援」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・平成31年度末の目標達成を目指して、地域精神医療体制整備広域コーディネーターを配置する等、府域における長期入院精神障がい者の退院促進に向けた支援連携体制の構築を図るための取組みを実施しました。  ・市町村における地域生活支援拠点等の整備に向けた検討に着手するよう働きかけを行いました。  ■「障がい者の就労支援」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・福祉施設からの一般就労の移行実績は、現在、集計中ですが、精神障がい者の就労定着支援やハートフルオフィス推進事業、障がい者アートの取組みについては、所期の目標を達成しました。  ■「障がい者施策の谷間にあった分野への支援など」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・庁内関係部局と連携することにより、医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題について情報提供を行うことができました。医療機関での短期⼊所の整備は府内８圏域中６圏域に拡大し、在宅重症心身障がい児者の支援者育成研修の実施により、支援者の拡充を実施しました。  ・これまでどおり発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援の実施に取り組むとともに平成30年度から3年間の発達障がい児者支援の具体的施策などを示した新プランを策定しました。 | ■障がい福祉の総合的な推進、障がいを理由とする差別解消に向けた取組み  ・「第4次大阪府障がい者計画」の取組み実績確認及び「第4期大阪府障がい福祉計画」の総括を行います。それぞれの内容については、大阪府障がい者施策推進協議会において報告・協議を行い、今後の更なる障がい福祉施策の取組み強化及び次期計画策定（「第5次大阪府障がい者計画（仮）」平成32年度策定予定）へのフィードバックを行います。  ・大阪府障がい者差別解消条例の運用状況について評価を行うため、ワーキングを設置し、有識者等から幅広く意見を求めながら、課題を整理します。  ・ガイドライン及び29年度に作成した研修プログラム（DVD及び研修テキスト）を活用しながら、啓発の推進と事業者の自主的な取組みに対する支援を行います。  ・相談事例等の検証の成果や課題等をふまえ、広域支援相談員の対応力向上に引き続き努めるとともに、市町村に対する支援を行います。  ■「手話言語条例・障がい者の意思疎通支援」  ・ 府の広報媒体などを通じた普及啓発や習得の機会の提供を継続して実施します。  ■障がい者の地域移⾏・地域⽣活の⽀援  ・第５期障がい福祉計画に掲げた数値目標の達成に向け、府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会において、府としての支援策等について引き続き検討するとともに、市町村の取組みを支援します。  ■「障がい者の就労支援」  ・第４次大阪府障がい者計画後期計画及び第５期大阪府障がい福祉計画に定めた就労支援の目標達成に向け、大阪労働局や関係部局等と連携した取組みを推進します。  ■障がい者施策の谷間にあった分野への支援など  ・障がい者施策の谷間にある分野への支援の充実を図り、医療型短期入所整備促進等、医療依存度の高い重症心身障がい児者等の地域生活の支援を進めます。  ・新プランに基づき、発達障がい児者のライフステージに応じた支援を基本に切れ目ない支援を図るとともにライフステージを通じた支援でこれを補完し、支援のすき間を最小化していきます。  ・高次脳機能障がい者支援に活用するツールとして作成した支援連携ツール、ヒント集を活用し、高次脳機能障がい者に対する地域での支援力向上をはかります。  ・強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）を継続して実施し、支援体制の強化をはかります。 |